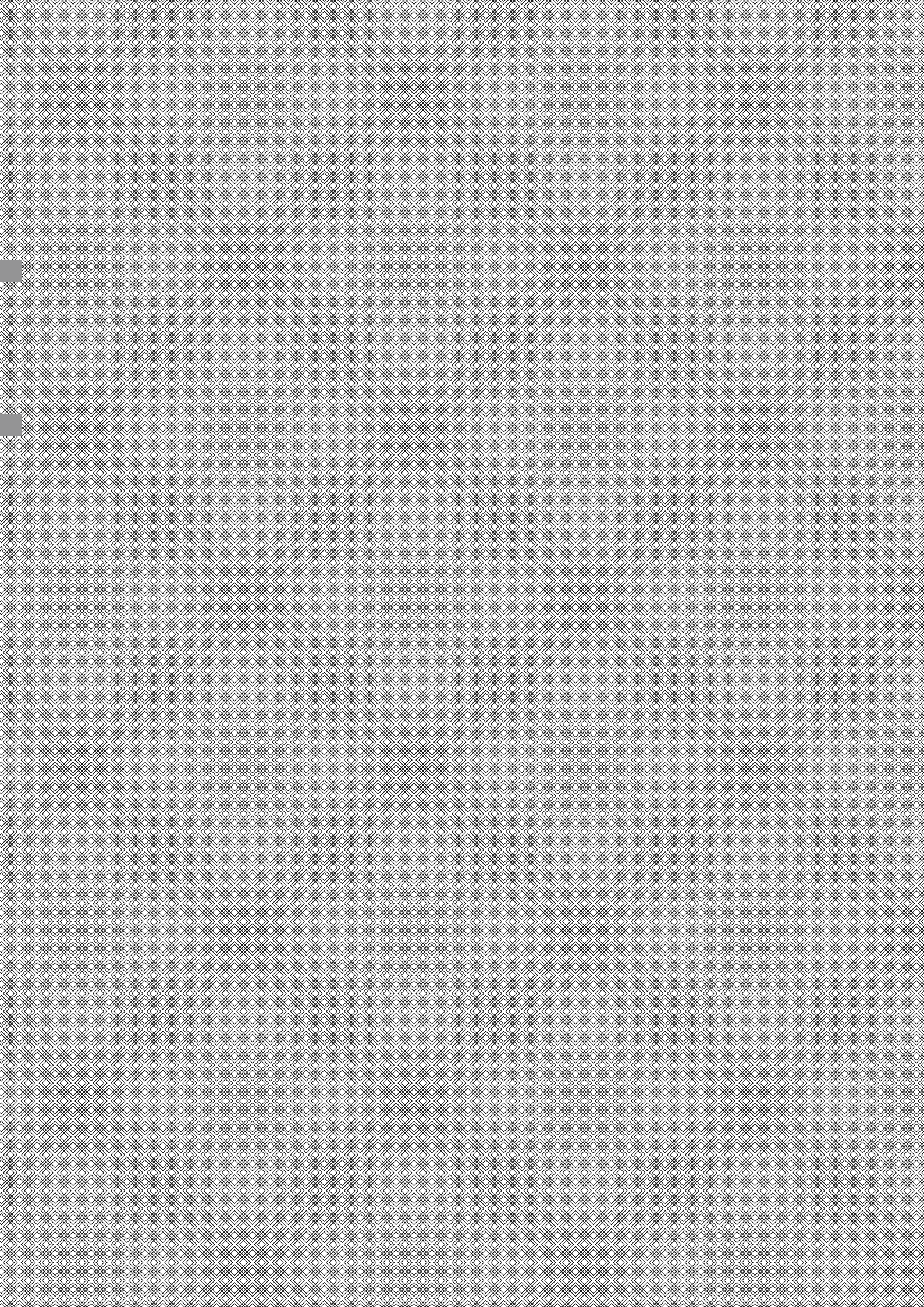


Z—73—J

事業税 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和5年4月7日現在の施行法令等によって出題されています。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「J1～J5」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 — 50 点—

問 1 (30 点)

2 以上の都道府県において事務所を設けて事業を行う普通法人について、次の(1)及び(2)の事項を説明しなさい。ただし、延滞金、加算金及び還付加算金に係る説明は要しない。

- (1) 期限後申告納付及び修正申告納付
- (2) 当該普通法人が更正の請求をできる場合

問 2 (20 点)

税理士であるあなたは、鉄道事業を行っている S 株式会社(以下「S 社」という。)で税務申告を担当している甲氏から、第 9 期事業年度(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの事業年度)分の事業税の申告について相談を受けた。S 社の事業税額の算定に当たっての留意事項を中心に説明したいがどのように説明すべきか、次の【資料】に基づき述べなさい。

なお、課税標準及び税額は、事業部門ごとに別々に算定するものとする。

【資料】

- ・ S 社は資本金の額 20,000,000,000 円であり、設立以来、鉄道事業を行っている法人である。
- ・ S 社は令和 5 年 4 月 1 日から新たに電気事業法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する小売電気事業(以下「小売電気事業」という。)を開始した。
- ・ S 社は鉄道事業及び小売電気事業は基本的に区分経理しているが、一部、両事業に共通の収入及び経費がある。
- ・ S 社の各事業における事務所又は事業所の所在状況は次のとおりである。

鉄道事業	： A 県、 B 県
小売電気事業	： A 県、 B 県、 C 県
- ・ 事業税の税率は、A 県及び C 県では地方税法に定める標準税率、B 県では同法に定めるいわゆる制限税率と同一の率を適用している。

〔第二問〕 — 50 点—

問 1 (25 点)

次の【資料】に基づき、A 株式会社(以下「A 社」という。)の第 26 期事業年度に係る事業税のうち、各県に納付すべき資本割額を、それぞれ計算過程を明らかにして算定しなさい。

【資料】

- 1 A 社の第 26 期事業年度は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までである。
- 2 A 社は X 県に本社を置き、Y 県及び Z 国(法施行地外)に事業所を設けて電気機械器具の製造を行っている。
- 3 A 社の令和 5 年 9 月 30 日現在の資本金の額、資本準備金の額及び資本金等の額(法人税法第 2 条第 16 号に規定する金額)は、次のとおりである。

資本金の額 200,000,000,000 円
資本準備金の額 61,000,000,000 円
資本金等の額 250,000,000,000 円

- 4 A 社の令和 5 年 9 月 30 日現在の関係会社の状況は次のとおりである。

名称	発行済株式総数に占める A 社の保有株式割合
B 社	100 %
C 社	75 %
D 社	35 %

(注) C 社は、令和 5 年 9 月 30 日現在で、D 社の発行済株式総数のうち 55 %の株式を保有している。

- 5 A 社の第 25 期事業年度及び第 26 期事業年度の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額は次のとおりである。

	第 25 期事業年度	第 26 期事業年度
総資産	900,000 百万円	900,000 百万円

- 6 A社が第25期事業年度及び第26期事業年度の終了の時ににおいて保有する関係会社の株式の税務上の帳簿価額は次のとおりである。

	第25期事業年度	第26期事業年度
B社	20,000百万円	20,000百万円
C社	15,000百万円	15,000百万円
D社	—百万円	10,000百万円
計	35,000百万円	45,000百万円

(注) D社の株式は、令和5年5月1日から保有している。

- 7 第26期事業年度中において、A社はC社の発行する社債のうち50,000,000,000円(令和5年9月30日現在)を引き受けた。

- 8 A社は、令和5年5月に行われた株主総会において、会社法第448条第1項第2号の規定により利益準備金の額のうち20,000,000,000円を資本金の額とする旨決議を受けた。なお当該事項に係る効力発生日は令和5年5月末としている。

- 9 A社の第26期事業年度における付加価値額の総額は、50,000,000,000円(雇用安定控除適用前)となっている。なお、A社の国外付加価値額を区分して計算することは困難となっている。

- 10 A社の事業所等の各月末日現在の従業者数は次のとおりである。

(単位：人)

所在地	事務所等	令和5年					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
X県	本社	1,220	1,240	1,180	1,200	1,180	1,140
	工場	580	520	560	450	600	640
Y県	営業所	120	150	240	220	300	320
	工場	—	600	600	600	600	600
Z国	工場	190	200	190	200	200	180

(注) Y県の工場は、5月15日に新設した。

- 11 事業税の税率は、X県は地方税法に定める標準税率、Y県は同法に定めるいわゆる制限税率と同一の率である。

- 12 上記以外に考慮すべき項目はない。

問2 (25点)

乙氏は、A県及びB県に事務所を設けて事業を行う個人である。次の【資料】に基づき、令和5年度において乙氏が各県に納付すべき事業税額を、それぞれ計算過程を明らかにして算定しなさい。

なお、乙氏は事業の開始以来、所得税の青色申告書を提出することについて、所轄税務署長の承認を受けたことはない。

【資料】

- 1 令和4年1月1日から令和4年12月31日までの乙氏の事業別の収入金額及び必要経費は次のとおりである。

事業内容	収入金額	必要経費
畜産業	78,381,500円	60,730,890円
不動産貸付業	20,740,800円	16,754,870円
装蹄師業	7,495,000円	1,588,010円
飲食店業	6,380,020円	6,790,740円
駐車場業	1,802,680円	308,390円
合計	114,800,000円	86,172,900円

(注1) 畜産業は、農業に付随して行うものではない。

(注2) 不動産貸付業に係るアパートの室数は36室である。

(注3) 飲食店業は、令和4年6月17日に事業を廃止した。

(注4) 駐車場業は、駐車台数9台の屋内駐車場により営んでいる。

(注5) 必要経費には、事業専従者に係る経費は含まれていない。

- 2 令和4年中における事務所の所在地及び各月末日の従業者数(畜産業に従事する乙氏を含む。)は次のとおりである。なお、従業者数には、乙氏と生計を一にする親族及びアルバイトを含む。

(単位：人)

事業内容	所在地	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
畜産業	A県	3	3	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3
装蹄師業	A県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
駐車場業	A県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
不動産貸付業	B県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
飲食店業	B県	4	4	4	4	4	(1)	—	—	—	—	—	—

(注) 上記の従業者数の数値は各月の末日現在における従業者数の数値である。

なお、()の数値は廃止日現在の従業者数の数値である。

3 乙氏と生計を一にする親族に関する事項は次のとおりである。

(1) 乙氏の妻は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間、乙氏の行う畜産業にのみ従事し、その間に1,280,030円の給与の支払いを受けた。

(2) 乙氏の祖父は、令和4年3月10日から令和4年9月1日までの間、乙氏の行う畜産業にのみ従事し、その間に870,740円の給与の支払いを受けた。

(3) 乙氏の長女は、令和4年1月1日から令和4年6月17日までの間、乙氏の行う飲食店業にのみ従事し、その間に1,590,190円の給与の支払いを受けた。なお、令和4年7月12日以降は、N株式会社で飲食店業にのみ従事している。

(4) 乙氏の長男は、令和4年4月1日から令和4年12月31日までの間、乙氏の行う畜産業にのみ従事し、その間に2,001,730円の給与の支払いを受けた。

※ 上記の乙氏と生計を一にする親族は、令和4年12月31日時点で、年齢が15歳以上である。

4 乙氏は、令和3年6月10日まで飲食業の用に供していた車両を令和4年6月17日に譲渡した。その譲渡により201,100円の損失額が生じた。

5 令和3年中の事業の所得の計算上算定された損失の額は3,720,110円であり、令和3年中の事業の所得に基づく事業税の納税額はなかった。なお、令和2年以前の事業の所得の計算上算定された損失の額はない。

6 乙氏は事業の開始以来、事業税の賦課徴収につき必要な事項を附記した所得税の確定申告書を期限内に提出している。

7 事業税の税率は、A県は地方税法に定める標準税率、B県は同法に定めるいわゆる制限税率と同一の率である。

8 上記以外に考慮すべき項目はない。

